

資料 7

融資制度一1

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	融資	関係省庁等
地域エネルギー開発 利用事業普及促進融資	実用化段階に至った地域エネルギー開発利用事業及び発電事業を広範に普及させることを目的とし、国から補助を受けて、金融機関に利子補給を行うことにより、地域エネルギーの開発利用事業及び発電事業を実施する事業者の方々が、金融機関から低利で資金融資が受けられるようにする制度を実施	①廃棄物/バイオマス利用事業 ②地熱利用事業、廃熱利用事業、温度差熱/雪氷熱利用事業 ③複合利用事業	地熱利用事業、廃熱利用事業、温度差熱/雪氷熱利用事業、廃棄物/バイオマス利用事業	①3億円以下 ②5億円以下 ③5億円以下 利率：長期貸出最優遇金利に年0.5%を加えた利率以下 償還期限：10年以内	NEF (財)新エネルギー財団
環境対策貸付 国民生活金融公庫の		太陽熱利用温水器、太陽熱利用機器、太陽光発電	個人又は法人で事業を営む者	7,200万円以内 (特別年利1,40~1,95%、15年以内、月賦返済(据置2年以内))	国民生活金融公庫
生活衛生貸付 国民生活金融公庫の		太陽熱利用冷温熱装置(ソーラーシステム)	旅館業、食肉販売業、食鳥販売業、水産販売業、興業、美容業、クリーニング業	業種ごとに上限額あり、特別利率年1,15%~2,45% (返済期間により異なる)、月賦返済 ①一般貸付：13年以内 (据置1年以内) ②振興事業貸付：18年以内 (据置2年以内)	国民生活金融公庫
環境共生住宅創出融資 住宅金融公庫の	住宅の新築にあたって、公庫が認める省エネ工事や自然エネルギー活用住宅工事を対象に、マイホーム新築融資の割増融資を行う。	①省エネルギー住宅工事 ※バッシブソーラーシステム併設の場合、 A)次世代型、 B)一般型の2つがある ②太陽光発電設備設置工事 ③暖冷房・給湯設備設置工事 ④換気設備設置型工事	住宅金融公庫のマイホーム新築融資利用者	①次世代型 250万円、一般型 100万円 [バッシブソーラーシステム併設： A)400万円、 B)250万円] ② 200万円 ③ 150万円 ④ 50万円 ※償還期間：10~35年	住宅金融公庫
リフォームローン 住宅金融公庫の	工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡以上のもので、太陽熱利用給湯や太陽光発電システムを設置、省エネ工事等も融資の対象となる	「太陽熱利用給湯システム」を取り替える又は新設する場合、改築工事の基本融資額を適用。 「太陽光発電システム」又は「バッシブソーラーシステム」を設置する場合、政策誘導型リフォームの基本融資額を適用。	個人(規定有り)	政策誘導型リフォーム：1,000万円 (修繕 模様替え500万円) 上記以外のリフォーム：530万円 (修繕 模様替え240万円) 特別加算額：200万円	住宅金融公庫

資料 7

融資制度一2

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	融資	関係省庁等
環境対策貸付 中小企業金融公庫の		太陽熱利用温水器、太陽熱利用設備、太陽光発電設備	製造業、建設業、運輸業、卸小売業、サービス業の中小企業	直接貸付：7億2千万円 代理貸付：1億2千万円 (基準利率1,80~2,00% (但し、2億7000万円を限度に特定の設備については特別利率1,4~1,95%)、15年以内(据置2年以内)原則として2ヶ月賦返済)	中小企業金融公庫
社会福祉 医療貸付 医療事業団の	社会福祉施設に設置するソーラーシステム設置に対し、必要な経費を融資の対象とする。		社会福祉法人等	融資額：機構の定めた基準事業費の75%~90%以内(施設による) 利率：年1,9% (融資期間に応じ無利子期間がある) 返済期間：20年以内(貸付金額・建物構造による) 返済方法：原則として元金均等年賦返済	独立行政法人福祉医療機構
福祉医療機構の医療貸付	①病院 ②診療所(有床/無床) ③介護老人保健施設	医療関係施設に設置するソーラーシステム	個人、医療法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人(医・歯学部を置く大学)等	融資額：①③7億2,000万円、 ②有床：1億5,000万円程度、無床：5,300万円程度 ※標準建設費の80%以内 年利：1,9% (新築資金の場合) 返済期間：25年~15年以内(建物構造による) 返済方法：原則として元金均等3ヵ月賦返済(据置2年以内、施設資金種による)	独立行政法人福祉医療機構

事業名	概要	対象技術等	支援対象者	融資	関係省庁等
投融資 (地球環境対策・公害防止)	新エネルギー・自然エネルギーの開発、省エネルギー設備の導入、環境対策を講じた建築物の整備、京都メカニズムの活用並びに公害防止及びオゾン層保護対策に資する事業の推進により、地球環境の保全、資源エネルギーの有効利用、生活環境の保全を図ることを目的とする	①出力800kW以上の風力発電施設 ②出力150kW以上の太陽光発電施設 ③出力100kW以上で、廃熱を利用し、一次エネルギー利用効率が60%以上の燃料電池 ④バイオマスエネルギー施設(発電設備・熱利用設備及び燃料電池製造設備) ⑤雪氷熱利用施設 ⑥一次エネルギー利用効率が60%以上で、出力50kW以上のコ・ジェネレーションシステム整備ほか	①~⑤：電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者、電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者及び電気事業法第47条の規定により認可を受け、又は、電気事業法第48条の規定により届出を行った自家用電気工作物(但し、卸供給に供するものを除く)設置者	政策金利I 融資比率50%	日本政策投資銀行

資料 7

税制優遇

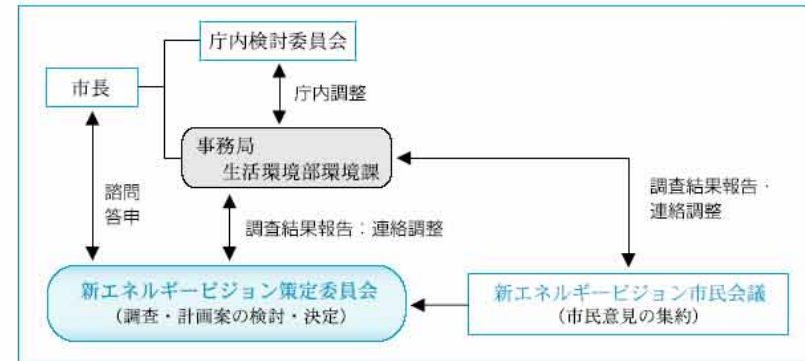
事業名	概要	対象技術等	支援対象者	税優遇	関係省庁等
エネルギー需給構造改革 投資促進税制（自給）	エネルギー有効利用製造設備、石油代替エネルギー利用設備等について、税額控除又は特別償却を適用する		個人及び法人のうち青色申告書を提出する者	<措置>基準取得額の7%相当額の税額控除、又は初年度30%の特別償却（選択）	経産省
地域エネルギー利用設備 課税標準の特例 に係る固定資産税の	事業者が取得した償却資産で、政令に定めるものについて減額（木くず焚きボイラー等）		事業者、森林組合等の団体	課税標準価格：取得後3年間5/6に減額	総務省
エネルギー需給構造改革 推進投資促進税制	新エネルギー利用設備22設備その他の石油代替エネルギー利用設備等（木くず焚きボイラー含む）について減額		事業者、森林組合等の団体	取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却	総務省



資料 8

新エネルギービジョン策定の流れ

(1) 事業実施体制について



(2) 福生市地域新エネルギービジョン策定委員会

敬称略

区分	委員名	役職名等
学識経験者	藤井 石根 会長	明治大学理工学部教授
東京都	谷口 信雄	東京都環境局都市地球環境部計画調整課 課長補佐
エネルギー供給関係者	山下 真一	武陽ガス（株）社長
	小池 猛	東京電力（株）立川支社青梅営業センター所長
	山下 君江	（株）山下酒店
地場産業関係者	田村 誠一郎 副会長	田村酒造場 専務取締役
	田村 利光	（株）交運社社長
市民	尾亦 あき子	新エネルギービジョン市民会議
	志賀 義幸	新エネルギービジョン市民会議
オブザーバー	佐藤 昭彦	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー部エネルギー対策課
	藤井 昌彦	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

(3) 福生新エネルギービジョン市民会議

敬称略

植村 譲治	清水 貞夫	千葉 保彦
尾亦 あき子（代表）	清水 義朋	
志賀 義幸（副代表）	杉森 侑	